

## 平成 20 年度下仁田町環境基本計画年次報告書

下仁田町環境基本計画に基づく環境に対する取り組み状況について下仁田町環境基本計画推進会議において確認し以下の通りまとめましたので報告します。

下仁田町環境基本計画では 10 年間のうちに行なうべき具体的な施策の構成を 8 つ定め、それぞれについて計画の目標と達成のめやすを定めこれに向けた取り組みを展開していきます。

表 1 8 つの具体的施策

計画の柱	計画の目標	達成のめやす
1. 水環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源の町として水環境の浄化を進める。</li> <li>・良質な水道水源を確保する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽設置整備事業の推進 50～100基/年</li> <li>・河川の水質は基準値を超えない</li> </ul>
2. 山林・農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良林地を増やす</li> <li>・農地の有効活用をはかる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置状態にある山林を減らす</li> <li>・遊休農地を減らす</li> <li>・遊休農地を活用した「自然観察型公園」を新設する</li> </ul>
3. 自然・生きもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や動植物の保全の仕組みをつくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な動植物、および生育・生息地を指定する</li> </ul>
4. ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量のための工夫をする</li> <li>・ごみの分別とリサイクルを進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美化運動を定例化する</li> <li>・生ごみ処理機を普及させ</li> <li>・紙・容器包装プラスチックを分別対象とし、燃やすごみの資源化率を高める</li> </ul>
5. 省エネ・省資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギーを進める</li> <li>・省資源のための取組を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷房は28℃、暖房は20℃の設定を保つ</li> <li>・町内全体で消費する電力を削減する</li> <li>・マイバッグ運動を定着させる</li> </ul>
6. 景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美しいまち並みを守るための取組をする</li> <li>・美しい農村風景をまもるための取組を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観整備重点地区（仮称）を設定する。</li> <li>・緑化コンクールを実施する</li> </ul>
7. 生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害のない町づくりを進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法規制の遵守を徹底する</li> </ul>
8. 環境への意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人の環境に対する意識を高める</li> <li>・子どもの環境教育を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関するイベントを年1回開催する</li> <li>・環境に関わる活動に、全町民・事業者・行政が何らかの形で参加する。</li> </ul>

## 1.水環境への取り組み

町では定期的に河川の水質を監視する目的で年2回水質検査を行ないました。その結果、主な項目（生活環境項目）中、pH・SS・BOD・Doはほぼ全地点において環境基準を満足できましたが、大腸菌群数においては冬期の上流部を除く地点で満足する結果が得られませんでした。

表2 河川水質調査結果（夏期）

群馬県の生活環境に関する環境基準(鎚川=A類型)										
略称	PH	SS	BOD	DO	大腸菌					
項目	水素イオン濃度	浮遊物質	生物化学的酸素要求量	容存酸素量	大腸菌群数					
基準値	6.5以上 8.5以下	25mg/l以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/100ml以下					
調査年	鎚川（不通橋）					鎚川（八千代橋）				
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
J-05	8.5	0.9	0.6	9.1	3,300	8.4	1.9	0.8	9.1	7,900
J-07	7.9	2.5	0.5	9.0	1,100	7.9	2.5	0.9	9.0	3,300
A-08	7.9	2.2	1	8.5	7,900	7.9	2.0	<0.5	8.8	7,900
J-09	8.4	3	1.2	8.6	4,600	8.4	4	1.3	8.3	2,200
調査年	鎚川（安導寺）					鎚川（本宿）				
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
J-05	8.6	1.2	0.6	9.8	1,700	8.1	1.3	0.5	9.1	1,400
J-07	7.8	2.5	<0.5	9	3,300	7.8	2.5	<0.5	8.9	4,900
A-08	7.9	2.0	<0.5	8.8	11,000	7.7	4.3	<0.5	8.6	4,900
J-09	8.2	6	0.9	8.7	2,400	7.9	18	0.7	8.6	7,900
調査年	南牧川（長源寺橋）									
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌					
J-05	8.3	2.1	0.8	8.8	11,000					
J-07	7.9	1.3	<0.5	9.1	4,900					
A-08	8	0.4	<0.5	8.7	17,000					
J-09	8.7	2	1.0	8.4	1,400					

表 3 河川水質調査結果（冬期）

群馬県の生活環境に関する環境基準(鍬川=A類型)										
略称	PH		SS		BOD		DO		大腸菌	
項目	水素イオン濃度		浮遊物質量		生物化学的酸素要求量		容存酸素量		大腸菌群数	
基準値	6.5以上 8.5以下		25mg/l以下		2mg/l以下		7.5mg/l以上		1,000MPN/100ml以下	
調査年	鍬川（不通橋）					鍬川（八千代橋）				
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
D-05	8.2	1.9	0.9	13	7,900	7.8	5.4	2.0	13	240,000
D-07	7.9	9.2	1.9	11	7,900	7.7	5.6	3.1	11	7,900
D-08	7.8	2.3	0.5	12.3	4,600	7.8	5.4	2.7	11.7	2,600
D-09	7.9	<1	0.6	12.2	4,600	8.0	3.0	1.3	12.0	13,000
調査年	鍬川（安導寺）					鍬川（本宿）				
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
D-05	8.1	<0.5	0.5	14	3,300	7.8	2.1	<0.5	12	1,700
D-07	7.8	0.9	0.6	11	3,300	7.8	6.3	0.7	11	790
D-08	7.8	0.7	<0.5	12.3	790	7.8	1.1	<0.5	11.9	790
D-09	8.0	<1	<0.5	12.9	700	7.8	1.0	<0.5	12.1	330
調査年	南牧川（長源寺橋）									
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌					
D-05	8.2	1.4	0.8	13	3,300					
D-07	7.9	2.9	2.9	11	14,000					
D-08	7.9	1.5	0.7	11.7	3,300					
D-09	8.4	<1	0.6	12.2	490					

図 1 森沢橋及び八千代橋における大腸菌群数の推移

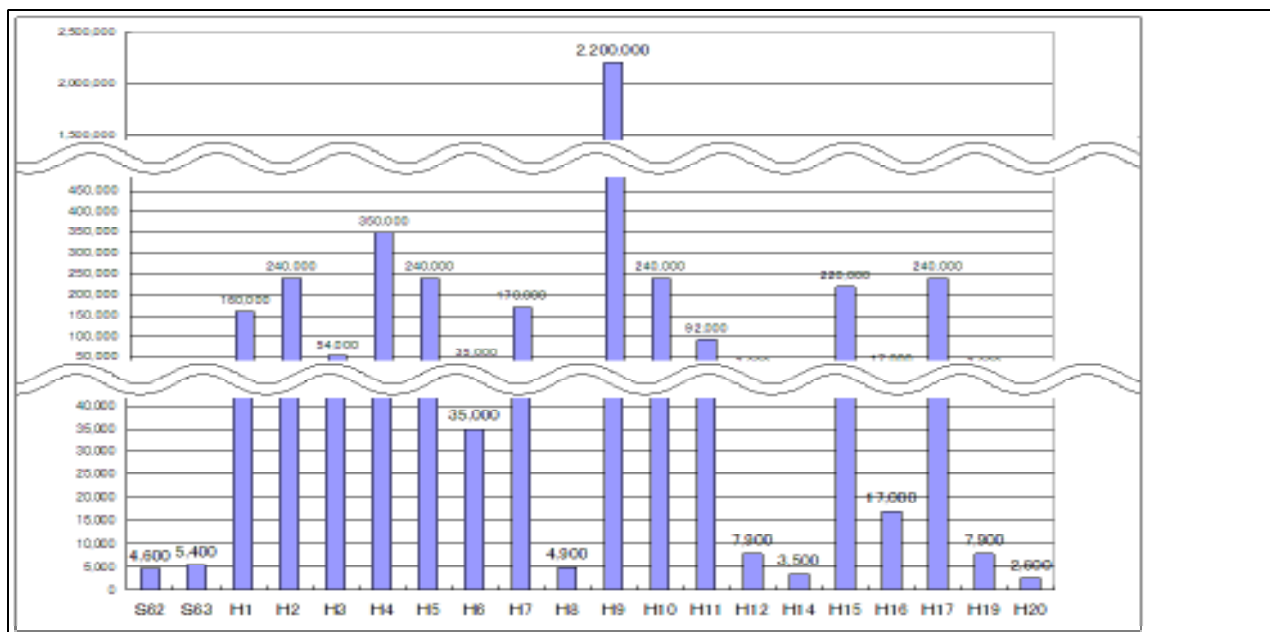


図 1 をみると、総じて環境基準を満足していません、年度で大幅なばらつきがあり特定できる確実な原因は定かではありませんが、暖冬の年に値が高い傾向にあるらしいことがわかります。

特に平成 9 年度が著しく高い数値となっていますが、はっきりした原因はわかっていません。

次の図 2 は市街地の上流・市街地内・下流の B O D 値を年度ごとに示したものです。

## 図 2 鑄川の汚れをみる

※平成 9 年の値がグラフから飛び出ているのは値が高いため（34.0）何らかの要因で異常値となったものです。

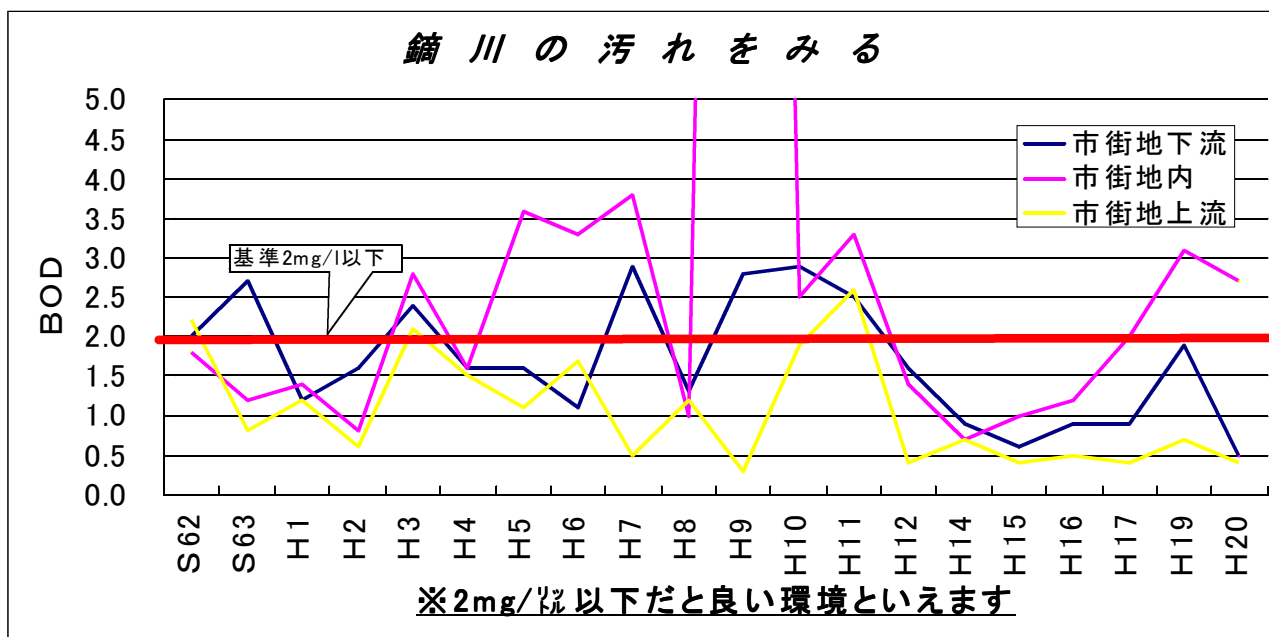


図 2 を見ると市街地内及びその下流部の数値が悪くなるのが伺えます。

これは自然環境に由来する河川の汚れに加え、各家庭から排出される生活雑排水の流入量が人口密集地で増加し水中の微生物の活動が活発になるためと思われます。

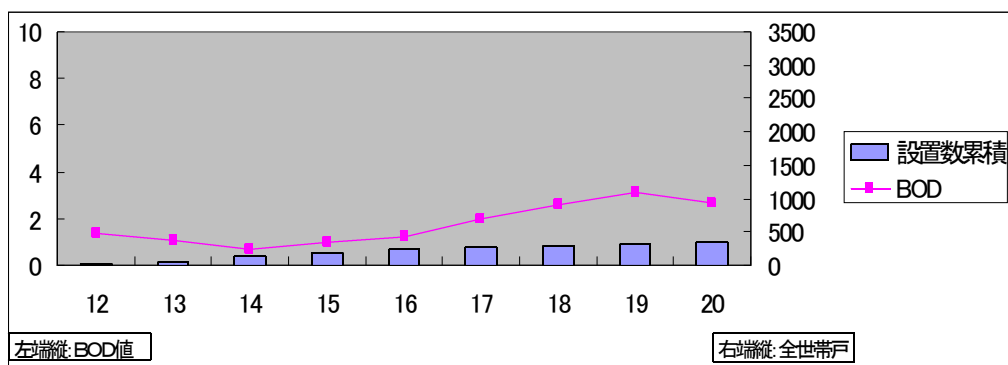
この原因の一つと考えられる家庭から排出される生活雑排水への対策が必要であるといえます。

町では平成 19 年度まで個人が設置する合併浄化槽に対して補助を行なってきましたが、これはあくまでも個人からの申請に補助するいわゆる「個人設置」に対する補助制度であり、計画的な設置件数の増加が見込めない制度であることから、平成 20 年度から町が計画から設置までを一貫して行う「市町村設置」型に転換することとし、設置の推進を始めた最初の年となりました。

浄化槽の設置基数は年々増えてはいますが町全体の戸数と比較すると決して多くはありません。

図3 主な観測地点における水質及び  
浄化槽設置数推移との相関関係

平成20年度末現在の世帯数3,556世帯に対し合併処理浄化槽設置基数は317基（普及割合8.9%）、これ



に対して単独処理浄化槽設置基数は1,667基（普及率46.9%）であり、依然くみ取り若しくは単独処理浄化槽の割合が高い状況です。

現在の合併処理浄化槽の設置数だけでは河川水質に良い影響を与えていないことは、図3からみても明らかです。単独処理浄化槽と合併処理浄化槽を比較した場合、包括的に処理する分だけ合併処理浄化槽の方がきれいだといえることから、早い機会に合併処理浄化槽への転換が必要だといえます。

平成20年度の市町村設置型設置基数は26基であり、本計画で定めている達成目標50～100基／年にとおく及んでいません。

市町村設置型事業は計画的に町が設置できるとされてはいますが、現状は希望者を募ったうえで町が工事を行っており、その意味ではそれまでの個人設置型補助と変わらない受け身の施策といえます。

現行のままでは設置基数を計画どおり増やすことは難しいと考えられ、今以上の設置基数増加を見込むためには地域を指定するなど、施策として設置促進する必要があると思われます。

現在町のごみ分別によると廃食用油は燃えるごみとして焼却処分されることとなっています。しかし、燃えるごみとして排出できるようにするための手間を惜しみ、そのまま排水口に流してしまっていることも考えられます。

こうした直接放流は、環境に与える影響が大きいことから、廃油を石鹼としてリサイクルする取り組みも行われています。石鹼に再加工すれば、河川に流入しても油のままのままでいるより自然浄化しやすいことが知られています。また、燃やさずに再利用できることから資源の有効活用といった観点からみても大変有効だといえます。

こういった観点から商工会女性部では平成4年から廃食用油を持

ち寄り石鹼化する取組みを現在でも継続しています。

## 2.山林・農地への取組み

平成19年9月の台風9号の影響により山林の荒廃が一層すすむと同時に作業道が崩壊するなど森林整備のための環境が悪化したためその復旧作業を余儀なくされました。

平行して町では放置状態にある山林を良好な状態になるよう様々なかたちの補助を行ないました。また、木の価値を少しでもあげることを目的として、県が行なっている「ぐんまの木で家づくり支援事業」により補助を受けた方を対象に、町独自の上乘せ補助を行ない利用促進に努めました。

林業経営と同様、農業の担い手も不足していることから、耕作放棄農地も多数存在しています。その解決策の取組みの一つとして、試験的に遊休農地に和牛を放牧し雑草を食べさせることで荒れた畑の解消、高騰する牛の餌の問題解決に取り組みました。

## 3.自然・生きものへの取組み

目立った取組みは行なわれませんでした。

## 4.ごみの減量への取組み

私たちが生活するうえで必ず出るものが「ごみ」であり、これをいかに減らすかが課題となっています。

減量化の第一歩として生ごみ処理機を購入した方へ補助を行ないました。

これは生ごみを乾燥・減量化することで、家庭菜園等で肥料として再利用でき、仮に燃えるごみとして排出する場合でも燃えやすくなるというメリットがあります。

また地区や団体が行なう廃品回収（有価物集団回収）に補助を行ないごみの減量化と資源の有効活用に貢献しました。

図4 有価物集団回収量の推移

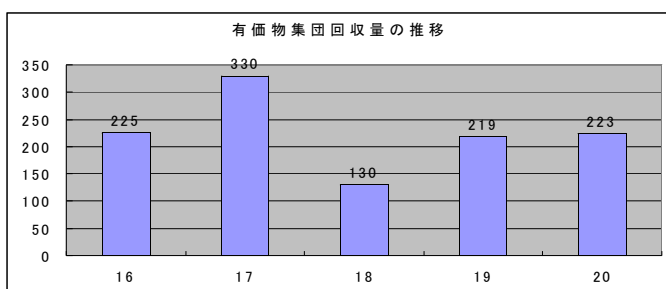


図4で集団回収量が平成18年度で大幅に減少しているのは、平成18年度予算の都合上学校に対してのみ補助金を交付した（上限設定有り）ために回収量が大幅に減少したものです。平成19年度以降は、補助単価の減額（8円→5円）はしたものの制度としては復活しています。

しかし、一度回収しなくなっただため、そのまま再開しない団体もあり、回収量は平成 17 年度なみまでは回復していません。

現在も新たな団体に回収参加呼びかけを行なってはいますが、回収団体数・量とも微増に留まっています。

図 5 ごみ排出の様子

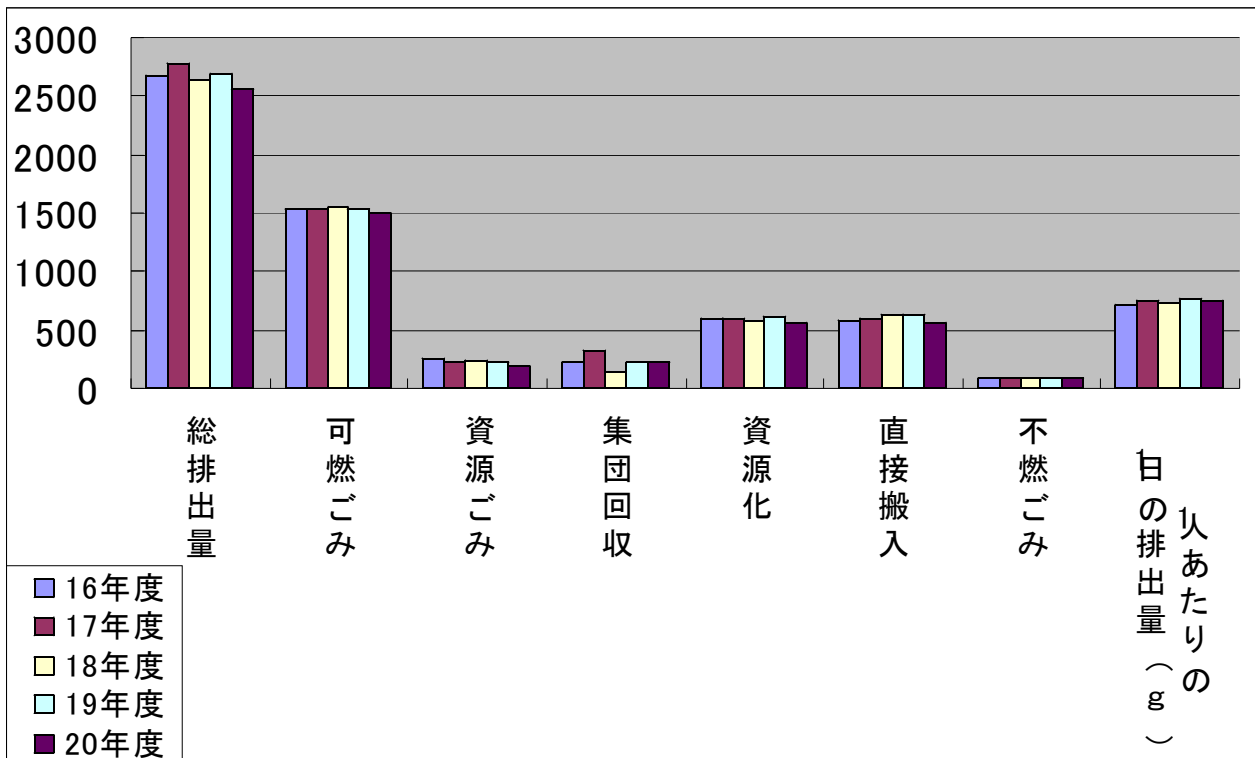


図 5 からは、直接搬入ゴミが一貫して全体の約 2 割を占めている様子が分かります。直接搬入した場合、200 kg / 月未満であれば排出に係る費用が無料であるため、あえて持ち込んでいる町民が存在するものと思われます。

直接搬入であっても処理費用がかかることに変わりはないので、直接搬入ゴミに関しても料金徴収しなければ、指定袋を使いステーションに収集ごみとして排出している住民との均衡が保てないと考えられます。そのため是正するための何らかの措置が必要と思われます。



図 6 一人当たり一日のごみ排出量の推移

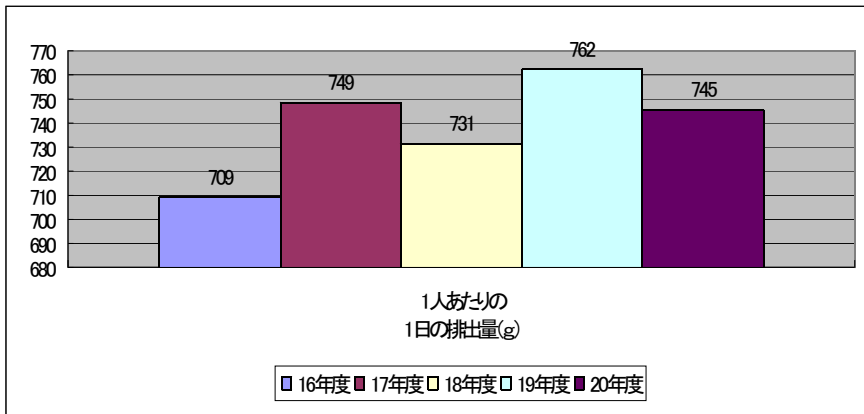


図 6 で 1 人あたりの 1 日のごみ排出量を見ると、年々増加傾向にあるといえます。

今後は減量化・資源化をさらに推進し、ごみの排出量そのものを減らす工夫が必要になります。

のものを減らす工夫が必要になります。

家庭から出るごみ以外では、道路上へのポイ捨てや不法投棄ごみが問題となりますが、ボランティア団体などが清掃活動やごみ拾いを行ない、美化パトロールにより巡視を行なうなどポイ捨ての抑制に努めました。

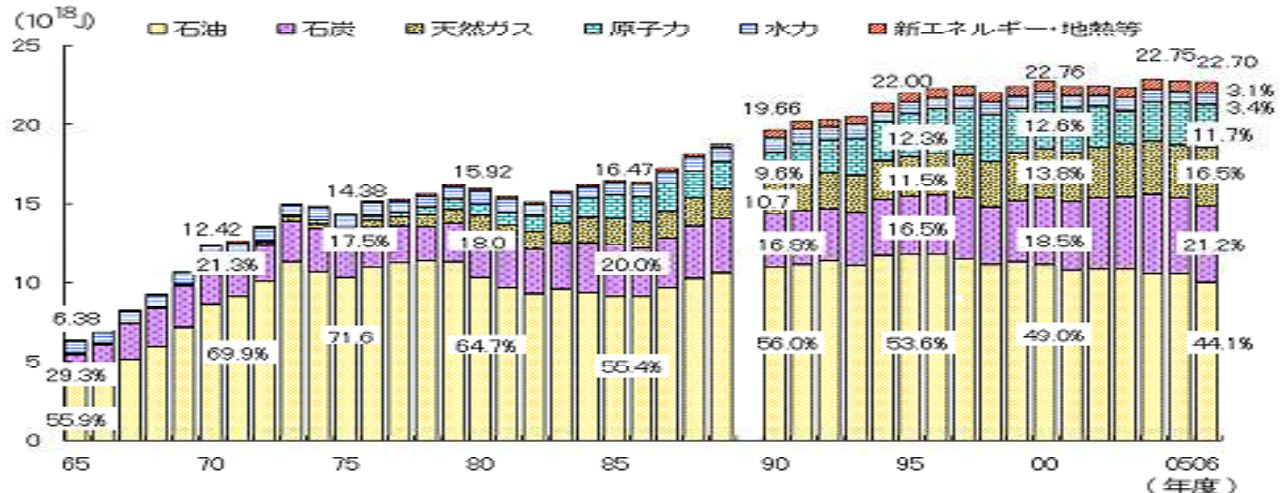
また不法投棄対策として不法投棄監視をうたったマグネットシートを町庁用車に貼付し、いつでも監視していることがわかるようにしました。また下仁田警察署とも連携し不法投棄行為者を特定するなど投棄させないない体制づくりに取り組みました。

### 5. 省エネ・省資源への取り組み

私たちの生活は化石燃料に依存する割合が高く、化石燃料を使い続ければそう遠くない将来に無くなる日が来てしまいます。

石油を起源としたエネルギーは依然として全体のエネルギーの約半分を占めています。

図 7 エネルギー使用量とその割合



出典：経済産業省HP>キッズページ>環境・エネルギー>  
<http://www.meti.go.jp/intro/kids/ecology/15.html>



限りある資源の有効活用のために、身近な取り組みとして夏はクールビズ、冬はウォームビズを実践、また町の関係する施設においてゴーヤの栽培により「みどりのカーテン」を作成、適正温度を守ることでエネルギー消費削減に努めました。

婦人会ではマイバッグキャンペーン運動を推進し広く町民に周知、省資源化の取り組みを行ないました。

## 6.景観への取り組み

目立った取り組みは行なわれませんでした。

## 7.生活環境への取り組み

生活環境に関する問い合わせや苦情の中で一番多いものが野焼きなどのいわゆる公害に関するものが上げられます。

苦情が寄せられた場合には直ちに現場に赴いて注意しますが野焼き行為はあとをたちません。日頃からチラシ等により啓発を行っていますが、未だにごみを燃やすことが常習化している人がいることがうかがえます。これからも啓発を続けることが必要であるといえます。

## 8.環境への意識

町の環境をより良くしていくためには、まず私たちひとり一人が環境に対する意識を高め、日々の一人ひとりの生活からエコ生活に取り組んでいくことが重要です。

町では、小さい子どもにこそ自然環境に触れてもらおうと下仁田自然学校とタイアップしてミニ教室や観察会を実施しました。

商工会では群馬高等専門学校の小嶋先生を講師に招き河川の浄化に関する講演会を開催しました。

各学校では小学校3・4年生を中心に川などに行き自然観察を行ったり、生物調査などを行ない自然の中での体験により自然や環境に対する意識を持たせる学習を行ないました。